

兵庫県管理トンネルについて

兵庫県では、次の管理概念のもとに効率的・効果的なトンネルの管理を行います。

7つの基本原則	概要
1. トンネル点検のミニマムメンテナンス	覆工スパンごとに点検方法を分類し、柔軟な点検頻度を設定する。
2. 変状種類の分類	「構造的変状」「利用者被害（第三者影響）」に分けて考える。
3. 利用者への影響回避優先	覆工の剥落、漏水などの利用者への影響回避を優先的に扱う。
4. 予防保全と予防管理の考え方	変状が発生する前に早めの対策工で予防する考え方（予防保全）と、変状を点検・管理しながら、壊れる前に対策工を行う考え方（予防管理）を使い分ける。
5. サービスレベルに応じた管理	交通量、緊急輸送道路、損傷進行度、都市・山間部などの路線の性格を踏まえ、管理水準を検討する。
6. 点検シートの活用	点検シートの活用により、点検現場にて健全度評価、次回の点検方法の意思決定を実施する。
7. LCCの考え方	トンネル維持管理のLCCの考え方も、構造的変状と小ブロック化剥落の対策に分けて考える。

トンネル点検

兵庫県では、通常点検（日常点検）と定期点検（スクリーニング点検と詳細点検の2段階点検）により、トンネルの健全状態を把握しています。さらに、地震や台風などの自然災害時には、異常時点検を行っています。

トンネル点検	通常点検	道路パトロールに併せて日常的に行う点検
	スクリーニング点検	注目箇所の抽出、次の点検方法の決定を目的とした点検
	簡易点検	定期点検間の補完
	遠望目視	注目箇所の追跡調査を目的とした点検
	近接目視・打音点検	打音確認、叩き落しによる応急処置実施を目的とした点検
	目地点検	目地部の打音確認、叩き落しによる応急処置を目的とした点検
	異常時点検	地震、集中豪雨、トンネル内事故等が発生した場合に、主にトンネルの安全性を確認するために行う点検

維持管理の実施体制と対策

トンネルは他の土木構造物に比べると劣化の速度が極めて遅く、老朽化の後に更新することが困難であることが大きな特徴です。

そのため、維持管理を適切に行って半永久的に使用するとともに、安全安心の観点から十分な点検・監視を実施していく予定です。

